

令和6年度整備管理者選任後研修

確実な自動車の保守管理の実施について

いすゞ自動車近畿株式会社
サービス部品事業室
サービス部 品質技術課

- **日常点検について**
- **定期点検整備について**
- **車両故障や車両故障事故の事例**
- **ASV装置と特定整備について**
- **リコール改修早期実施のお願い**
- **不正改造車排除強化月間**

日常点検について

- ✓ 日常点検表の例
- ✓ 「日常点検項目と点検ポイントについて」動画
- ✓ 日常点検と路上故障撲滅

日常点検について

いすゞ自動車近畿株式会社

日常点検表の例

登録番号又は車番 _____ 平成 年 月 日 天候: _____

運転者(点検者)名 _____ 整備管理者

運行管理者

日常点検項目

点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否
エンジンルーム	冷却水の量 (※)		運転席	踏みしろ及び効力	
	ファン・ベルトの張り具合、損傷 (※)			ブレーキ液の量	
	エンジン・オイルの量 (※)			空気圧力	
車両の周り	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷		バルブからの排気音	
	タイヤ	ディスク・ホイールの取付		駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	
		空気圧		ウインド・ウォッシャー及びワイパー	ウォッシャー液量及び噴射状態 (※)
		亀裂・損傷	ワイパーの払拭状態 (※)		
		異状摩耗	かかり具合・異音 (※)		
	溝の深さ (※)	原動機	低速及び加速の状態 (※)		
バッテリー	バッテリー液の量 (※)	運行において異状が認められた箇所			
エア・タンク	凝水	注: (※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。			

エンジンルーム

運転席

車両の周り

「日常点検項目と点検ポイント」 動画



※動画は次のページ

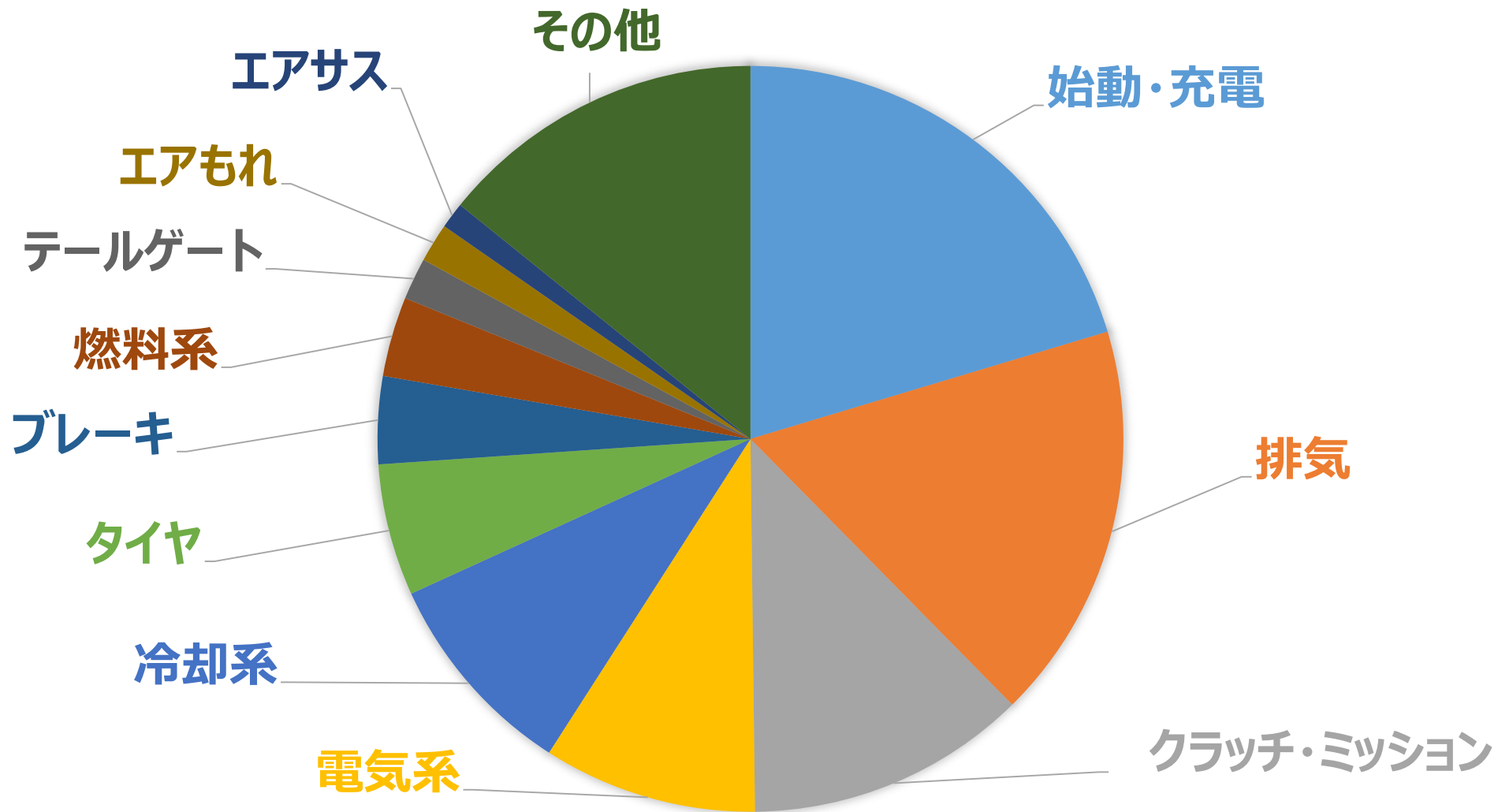
日常点検について

いすゞ自動車近畿株式会社

日常点検について

いすゞ自動車近畿株式会社

令和5年4月～令和6年3月までの夜間・休日緊急出動 2,811件

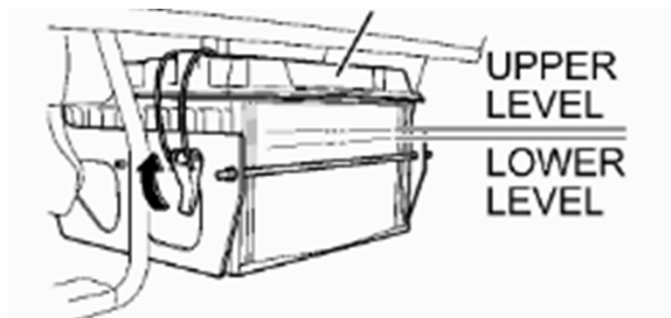


日常点検について

いすゞ自動車近畿株式会社

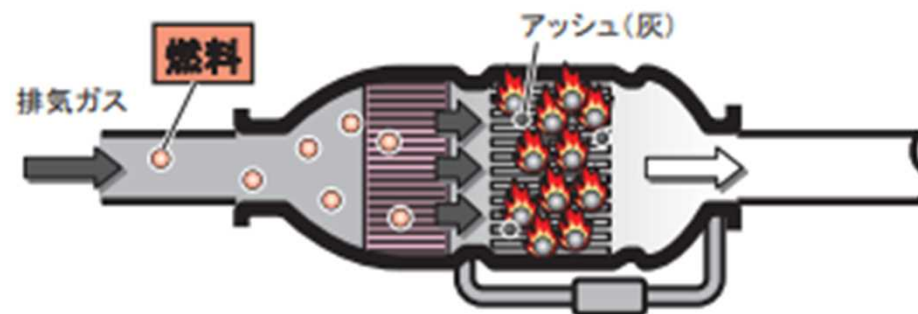
◆ 始動・充電 483 件

- ・ バッテリー不良 : 226件
- ・ スターター不良 : 28件
- ・ ジェネレーター不良 : 92件



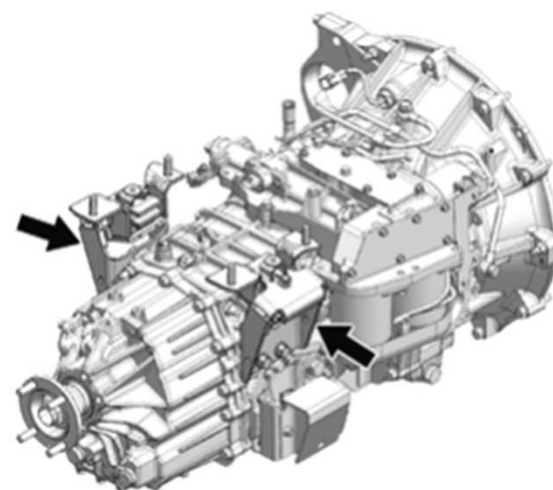
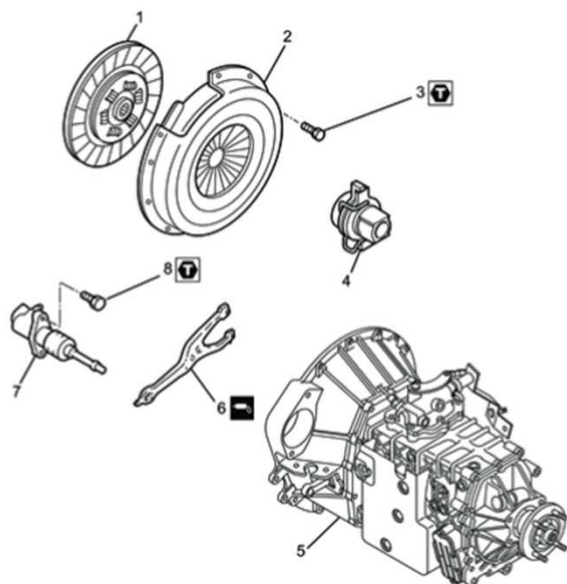
◆ 排ガス装置 410 件

- ・ 排ガス浄化装置不具合 : 227件
- ・ 尿素SCR不具合 : 114件



◆ クラッチ・ミッション 289 件

- ・ クラッチ不良 : 123件
- ・ オートミッション不良 : 90件
- ・ ミッション本体不良 : 76件



車検・定期点検整備について

- ✓ 計画的な実施
- ✓ OBD点検
- ✓ OBD検査
- ✓ 定期交換部品

車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

定期点検整備

対象自動車（例示）	定期点検の時期	点検項目数
マイカー （自家用乗用車、軽自動車）	1年ごと	27項目
	2年ごと	57項目
中小型トラック（自家用） レンタカー（乗用車）	6ヶ月ごと	22項目
	12ヶ月ごと	83項目
バス、トラック、タクシー（事業用） 大型トラック（自家用） レンタカー（乗用車以外）	3ヶ月ごと	50項目
	12ヶ月ごと	100項目
被牽引自動車	3ヶ月ごと	23項目
	12ヶ月ごと	36項目
二輪自動車	1年ごと	33項目
	2年ごと	51項目

注 ※の数値は、走行距離が規定以下（マイカーは年間5千キロ、事業用自動車は3ヶ月間当たり2千キロ等）で、前回の点検を行っている場合に限り、点検を行わないことができる項目数

◎定期点検項目は、点検整備記録簿に示されており、自動車メーカーから提供されるメンテナンスノートに添付されています。

【道路運送車両法第48条, 自動車点検基準第2条】

車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

- かじ取り装置
- 制動装置
- 走行装置
- 緩衝装置
- 動力伝達装置
- 電気装置
- 原動機
- ばい煙・悪臭のあるガス・有害なガス等発散防止装置
- 警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスター、施錠装置
- エキゾーストパイプ及びマフラ
- エアコンプレッサ
- 高圧ガスを燃料とする燃料装置
- 車枠及び車体
- 連結装置
- 座席
- 開扉発車防止装置
- その他

車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

OBD点検



下記の装置について故障の有無を確認
診断機もしくは警告灯で確認

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討

OBD点検の概要

※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBDポート

「スキャンツール」をOBDポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況(故障コード)を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBDに記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。

対象車両

車載式故障診断装置が搭載されている
自動車すべて

(大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く)

車検・定期点検整備について

OBD検査

車検時の新たな検査項目として「**OBD 検査**」が追加されました。

OBD 検査ポータルサイト

「OBD 検査」とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和6年10月以降（輸入車は令和7年10月以降）に新たに追加されました。

✓ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD 検査対象」と記載があります。

令和3年10月（輸入車は令和4年10月）以降のニューモデルから対象、それ以外は対象外

記載があっても以下の場合には検査不要です

- 車検の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない。

どんな装置を検査するの？

- 制動装置 (ABS, ESC, EVSC, BAS, AEB)
- かじ取装置 (高度運転者支援ステアリングシステム)
- 自動運行装置
- 車両接近通報装置 (AVAS)
- 排ガス発散防止装置

自動車の自己診断機能を利用した新たな自動車検査手法

検査（車検）時に実施する項目として令和6年10月より追加されます

対象車両

国産車：令和3年10月1日以降の新型車
輸入車：令和4年10月1日以降の新型車

対象装置

制動装置、かじ取装置、自動運行装置
車両接近通報装置、排ガス発散防止装置

車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

走行距離やシビアコンディションに応じた部品交換サイクル

大型 定期メンテナンスを必要とする主な部品



中型 小型 定期メンテナンスを必要とする主な部品

※中型車・小型車有り

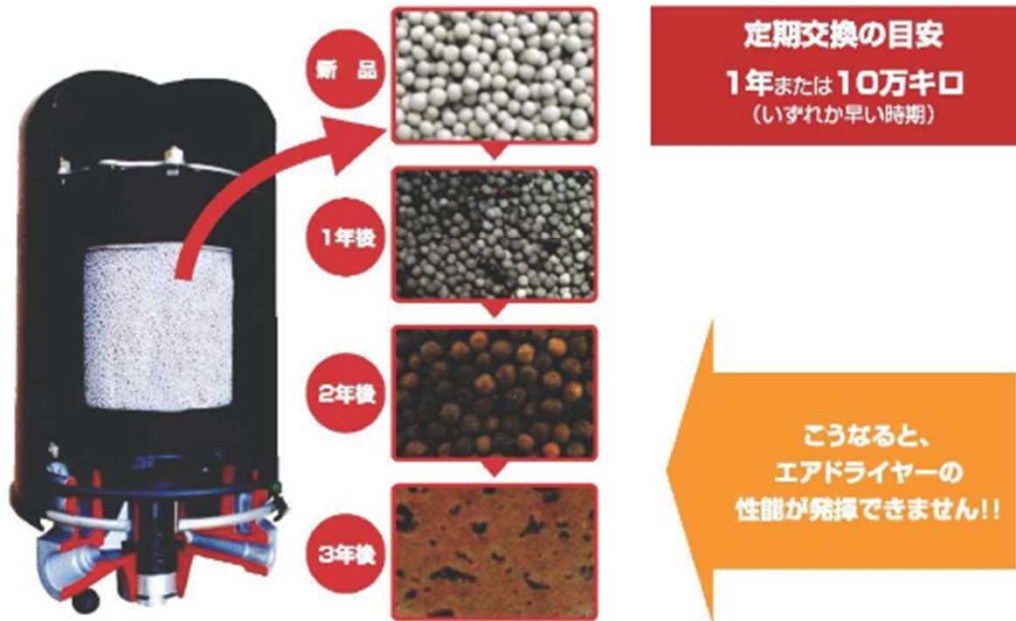


車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

エアド라이어乾燥剤は、交換が必要。

エアド라이어は除湿のため乾燥剤を使用します。しかし繰り返し使うため、乾燥剤は次第に場合によっては一気に劣化します。劣化した乾燥剤では、除湿できないので使い続けると…



乾燥剤を定期的に交換して下さい

1年または10万キロごとに交換

点検方法

エアタンクのドレンコックを引いてください。水分が排出されましたか？



YES

多量の水分が排出された

乾燥剤が劣化しています。早急に乾燥剤を交換してください。

もし早急に交換しないと…

- 部品の劣化が早まります。部品交換が広範囲になり出費が増大します。
- ブレーキの利きが悪くなるなどの可能性があります。あり大変危険です。

NO

水分は排出されない又は、ごく少量の水分が排出された

乾燥剤の機能は現在正常ですが、徐々に劣化しますので、定期的な交換をお奨めします。

定期交換の目安
1年または10万キロ
(いずれか早い時期)

安全な運行のために、定期交換をお勧めします。

交換には分解作業が必要ですので、下記のいすゞサービス工場へお申し付けください。

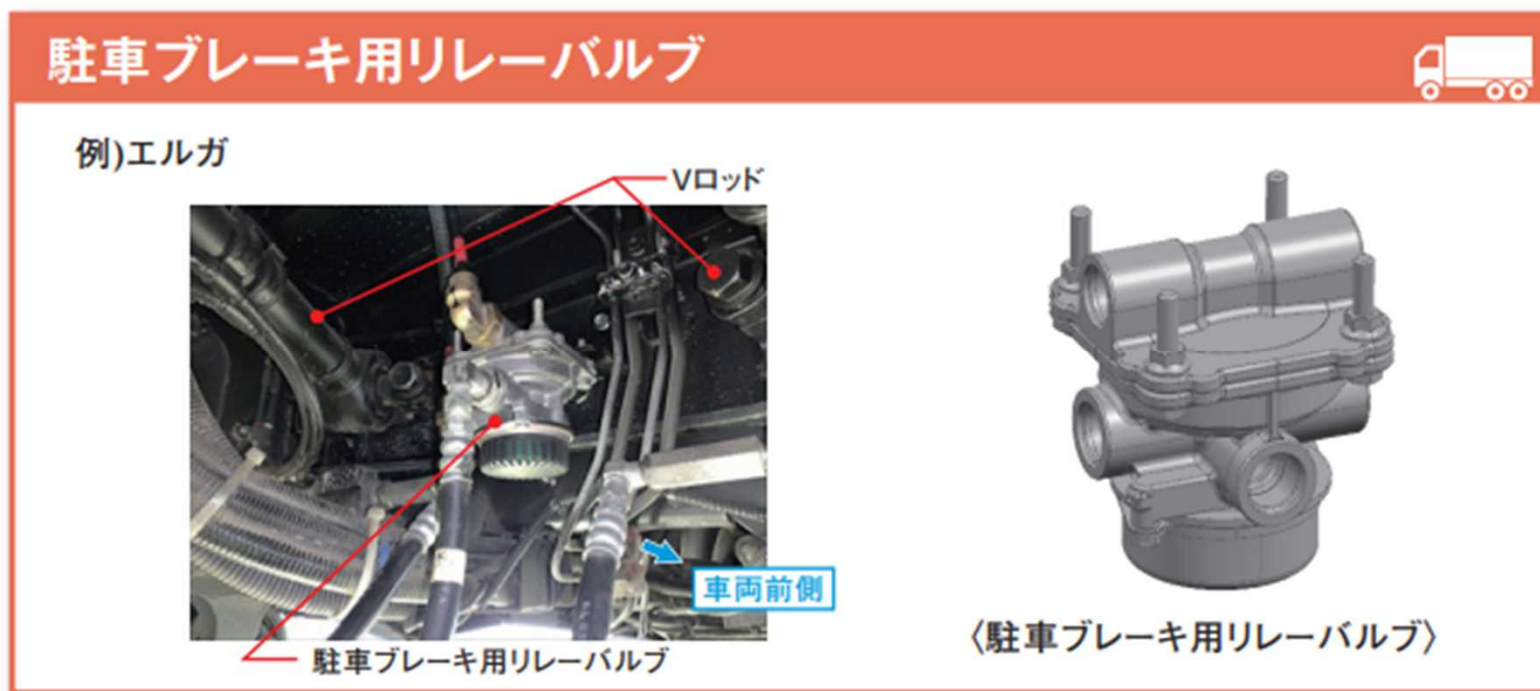
定期的にエアタンクのドレンコックから水分を排出して下さい

車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

駐車ブレーキ用リレーバルブは定期的にメンテナンスして下さい

2年ごとにゴム部品の交換



エア漏れや駐車ブレーキの解除不能、ブレーキの引きずりを起こす可能性があります

ウエッジチャンバ/ピギーバックは定期的にメンテナンスして下さい

2年ごとにダイヤフラム、及びゴム部品の交換



走行中

ピギーバック : エア圧 高

ウエッジチャンバ : エア圧 低

制動中

ピギーバック : エア圧 高

ウエッジチャンバ : エア圧 高

停車中 (パーキングブレーキON)

ピギーバック : エア圧 低

ウエッジチャンバ : エア圧 低

エア漏れや駐車ブレーキの解除不能、ブレーキの引きずりを起こす可能性があります

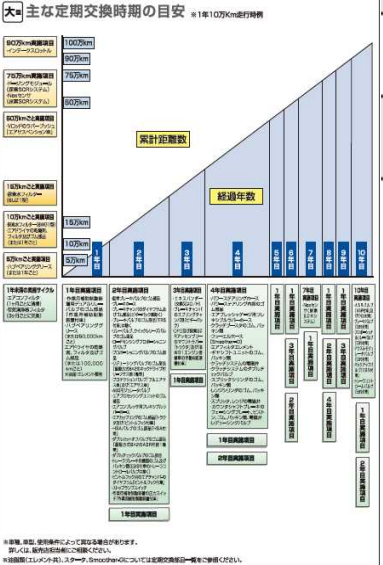
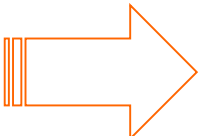
車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社



一覧表（10年式～13.5年式）
※Cにのり付の部品がございます。詳しくはメンテナンスノートをご覧ください。

交換項目	換 気	※C	※D
エンジンオイル	4000km		
エンジンオイル交換	4000km		
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			
4000km			



ブレーキホース	2年ごと
ブレーキホイールシリンダのカップおよびダストシール	1年ごと
エキスパンダー	3年ごと(または3年ごとのオーバーホール)
ブレーキチャンバのダイヤフラム及びゴム部品	2年ごと
ブレーキチャンバのスプリングチャンバ部(ピギーバック)	3年ごと
ブレーキバルブのゴム部品	2年ごと

車検・定期点検整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

点検・整備を怠ることによる故障・不具合事例

搭乗者の命に係わるリスク

燃料漏れによる車両火災

燃料ホース等に亀裂が生じることで燃料漏れを引き起こすことがあります。漏れた燃料がエンジンなどの熱源により着火し車両火災に至ってしまった場合運転者だけでなく同乗者等も危険にさらすこととなります。



他人の命に係わるリスク

装置破損による車輪脱落

車輪を支えるベアリングの不具合などにより走行装置が破損することで、走行ができなくなるケースがあります。また、それにより車輪が脱落してしまった場合、歩行者や他の交通なども危険にさらすこととなります。



多大な出費のリスク

オーバーヒートによる路上故障

冷却不良を起こしエンジンがオーバーヒートしてしまった場合、多大な出費を要する可能性はもちろん、大事な予定に支障を及ぼすだけでなく、交通渋滞の原因になり、他人にも迷惑をかけることとなります。



車両故障や車両故障事故の事例

- ✓ **メンテナンス不良が原因の火災**
- ✓ **運行前点検（日常点検）不履行が原因で防げなかった火災**
- ✓ **エンジン制御警告灯点灯時の対応方法**

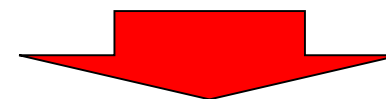
車両故障や車両故障事故の事例

いすゞ自動車近畿株式会社

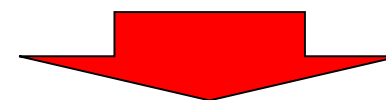
メンテナンス不良が原因の火災



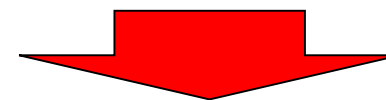
ブレーキバルブメンテナンス不良



ブレーキ戻り不良



ブレーキ引きずり



加熱 → 出火

車両故障や車両故障事故の事例

いすゞ自動車近畿株式会社

運行前点検（日常点検）不履行が原因で防げなかった火災



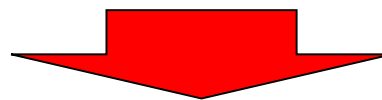
タイヤエア圧低下



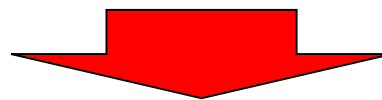
スタンディングウエーブ現象が発生



タイヤ加熱



可燃性ガス発生



コード層破損 バーストからの出火

車両故障や車両故障事故の事例

いすゞ自動車近畿株式会社

メンテナンス不良が原因の火災

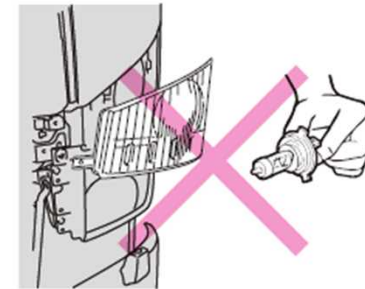
ディスチャージヘッドランプが原因の火災が発生しています



不調
発覚

バルブ交換等、お客様自身での修理作業は厳禁！

ディスチャージヘッドランプが点灯しなくなったときは、お客様にて分解、修理等を行なわないでください。ディスチャージヘッドランプは高電圧がかかる部品のため、感電するおそれがあります。むやみに分解、修理すると、感電することがあり、故障の原因にもなり、火災にいたる場合もあります。お客様にて、バルブ交換等の修理作業は一切行なわないでください。



自分で、いっさい修理はしない！

- ディスチャージヘッドランプは約25,000Vの高電圧で点灯しています
- バルブを取り外しまたは正しく取り付けられていない状態でランプスイッチをONすると、周辺部品との間に放電が発生し感電や火災に至る危険性があります

車両故障や車両故障事故の事例

いすゞ自動車近畿株式会社

運行前点検（日常点検）不履行が原因で防げなかった火災

エンジン高温部（ターボチャージャーや排気マニホールド）周辺に車両外部に由来する可燃物（枯れ草と推定）が入り込んで出火し、車両火災に至った事例が報告されました。



3. 注意事項

エンジンルーム内に置き忘れたもの（ウエスやタオル、軍手など）や、小動物や鳥が持ち込んだ枝や枯れ草が発火の原因になることがありますので、走行前（日常点検など）にエンジンルーム内に可燃物がないかをご確認ください。

車両を長期間使用していなかった場合は、特に入念にチェックしてください。

車両故障や車両故障事故の事例

いすゞ自動車近畿株式会社

エンジン制御警告灯点灯時の対応方法

- **出力の低下が無い場合**

数日中にいすゞ販売会社へ入庫して下さい

- **出力の低下を感じるが40km/h以上で走行できる場合**

当日の運行もしくは荷下ろしを終えた後に、いすゞ販売会社へ入庫して下さい

- **40km/h以上の速度は出ないが、走行可能な場合**

速やかに最寄りのいすゞ販売会社へ入庫して下さい

積荷がある場合は必要に応じ、積み替えの手配をお願いします

- **極低速しか出せず、走行が困難な場合**

直ちに安全な場所に停車し、いすゞ販売会社へ連絡して下さい

ASV装置と特定整備について

- ✓ 先進安全装置の使用方法（いすゞGIGA） 動画
- ✓ 特定整備
- ✓ 対象車種
- ✓ 特定整備事業場

ASV装置と特定整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

先進安全装置の使用法



- フリクラッシュブレーキ (PCB)
- 車線逸脱警報装置 (LDWS)
- レーンキープアシスト (LKA)
- ブラインドスポットモニター (BSM)
- 全車速ミリ波車間クルーズ (FACC)
- ドライバーステータスモニター (DSM)
- 可変配光型LEDヘッドランプ
- 先行車発進お知らせ

ISUZU

いすゞ自動車公式チャンネル [official]

チャンネル登録者数 1.1万人



ASV装置と特定整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

プリクラッシュブレーキ (PCB)



ASV装置と特定整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、**自動ブレーキなどに使用される前方を監視するカメラやレーダーなどの調整**や自動運行装置の整備について、「**電子制御装置整備**」と位置づけています。

その整備に必要な事業場（**電子制御装置点検整備作業場**）や従業員、工具（**整備用スキャンツール等**）などの要件が必要です。

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の 確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

- スキャンツールをつないでのエーミング
- カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
- カメラ、レーダー等が取り付けられている 車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など

視認カメラ (スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型 (レクサスHPより)

国土交通省

最新の情報はこちらへ

ASV装置と特定整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

特定整備（電子制御装置性）対象車両

2020年9月9日時点

【いすゞ自動車株式会社】特定整備（電子制御装置整備）の適用を受ける自動車一覧表

車名	型式(※1)	通称名	モデルイヤー	備考
いすゞ	NH* NJ* NK* NL* NM* NN* NP*	エルフ	2018年モデル以降	プリクラッシュブレーキ装着車
いすゞ	RU*	ガーラ	2012年モデル以降	衝突被害軽減ブレーキ装着車 車検証の初度登録年平成25年11月12日以降
いすゞ	CV* CX* CY* EX*	ギガ	2012年モデル以降	プリクラッシュブレーキ装着車
いすゞ	FR* FS* FT* FV*	フォワード	2014年モデル以降	プリクラッシュブレーキ装着車

※1:自動車検査証の「型式」欄に記載されている文字等のうち排出ガス記号及び「-」の後の2桁を表し、3桁目以降は「*」で省略

ASV装置と特定整備について

いすゞ自動車近畿株式会社

認証工場では、次の様式の標識を公衆の見やすいように掲げてあります。

分解整備・電子制御装置整備



近畿運輸局長認証
普通小型自動車特定整備事業

大型特殊自動車
小型二輪自動車

普通自動車(大型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(中型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(小型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

小型三輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

電子制御装置整備のみ



近畿運輸局長認証
普通小型自動車特定整備事業

普通自動車(大型) (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(中型) (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(小型) (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(乗用) (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

小型四輪自動車 (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

小型三輪自動車 (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

軽自動車 (電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

リコール改修早期実施のお願い

- ✓リコール検索
- ✓リコール制度
- ✓改修の進んでいないリコール

リコール改修早期実施のお願い

リコール制度の概要について



リコール制度の趣旨

設計・製造過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない(又は適合しなくなるおそれがある)自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で、回収・無料修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

国土交通省の役割

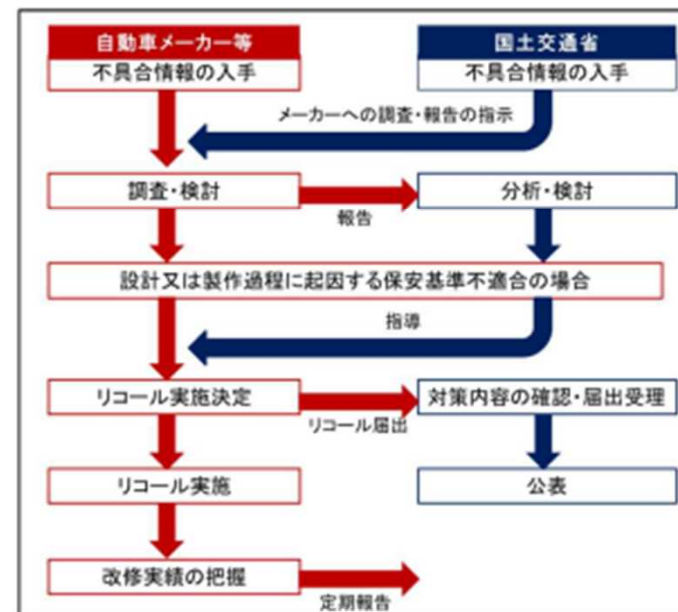
- ①不具合情報の収集・分析。
- ②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
- ③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
- ④リコールのプレス公表
- ⑤届出内容が不適切であれば改善指示。
- ⑥メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

近年のリコール届出件数及び対象台数

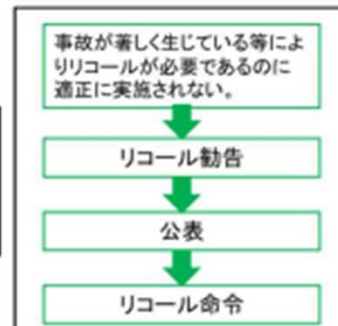
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	415	384	369
対象台数	10,534,494	6,610,555	4,257,931

出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数(国土省HP)

リコール届出の流れ



リコールの勧告、命令



※1: メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2: 必要な場合には、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3: 虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則(懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下)が科せられる。

リコール改修早期実施のお願い

いすゞ自動車近畿株式会社

回収・修理の種類

- リコール

リコールとは、同一の型式で一定範囲の自動車等又はタイヤ、チャイルドシートについて、道路運送車両の保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがある状態で、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、保安基準に適合させるために必要な改善措置を行うことをいいます。

- 改善対策

改善対策とは、リコール届出と異なり、道路運送車両の保安基準に規定はされていないが、不具合が発生した場合に安全の確保及び環境の保全上看過できない状態であって、かつ、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、必要な改善措置を行うことをいいます。

- サービスキャンペーン

サービスキャンペーンとは、リコール届出や改善対策届出に該当しないような不具合で、商品性・品質の改善措置を行うことをいいます。

リコール改修早期実施について

いすゞ自動車近畿株式会社

未実施リコールについて

公示日	番号	内容
2019年6月5日	リ国4507	フォワード「大型後部反射器の見通し範囲改修」
2020年1月17日	リ国4643	フォワード「助手席シートベルト点検交換」
2020年6月19日	リ国4757	ギガ「ディスクホイール点検改修」
2021年6月19日 2024年3月1日	リ国4835 リ国5456	エルフ100「クラッチレバー改修」
2022年2月4日	リ国5094	ギガ「ブリジストン製エアブレーキホース点検・交換」
2023年8月4日	サ国2306	エルフ「ショートレンジレーダー交換」

リコール改修早期実施について

いすゞ自動車近畿株式会社

リコール検索

自動車のリコール・不具合情報

国土交通省 0120-744-960
自動車局 審査・リコール課

[トップページ](#) > [リコール情報検索](#)

- メニュー
- トップページ
- 自動車のリコール制度について
- リコール情報検索**
- リコール届出情報一覧
- 自動車不具合情報ホットライン
- 不具合情報検索
- 事故・火災情報検索
- よくあるお問い合わせ
- 公表資料
- 自動車を安全に使うためには
- 利用規約等

リコール情報検索

⚠️ ご利用にあたっての注意事項

1. 調べたい車の車名、型式について、届け出されているリコール等の内容、リコール等の対象となる車台番号の範囲が表示された場合は、お持ちの自動車検査証(車検証)に記載されている車台番号と照合して確認して下さい。
2. 輸入車は、車台番号ではなくシリアル番号で届け出がされている場合があります。自動車検査証(車検証)に記載されている車台番号と照合して、その書式が相違している場合は、車体等に取り付けられているプレートなどのシリアル番号と照合して下さい。
(例) シリアル番号 1GNDT13W8VK123456
車台番号 CT-1234-Y
3. 調べたい車の車台番号又はシリアル番号が、車台番号又はシリアル番号の範囲に入っている場合、その車の仕様(例:自動変速機・手動変速機の違い、ターボの有無等)により対象外の場合もありますので、必ず最寄りの販売会社等に確認して下さい。
4. 検索を実行しますと、まず、検索条件に該当する結果が一覧表で表示されます。この一覧表から目的の「届出番号」をクリックすると、詳細な内容が表示されます。なお、「届出番号」の欄に表示される文字は次の意味を持っています。
 - リ国-300-0……リコール 国産-届出番号

不正改造車排除強化月間

不正改造車排除強化月間

令和6年6月1日 から 6月30日

6月は、「不正改造車を排除する運動」の強化月間です！

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、6月を各地方運輸局等が定める「強化月間」として※、街頭検査の実施など安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

自動車ユーザーの皆様におかれましては、不正改造を行わず、安全に自動車をご使用頂くようよろしくお願い致します。

※ 内閣府沖縄総合事務局は10月

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシの貼付等により、積極的な広報の実施。
- バス車両前面への広報横断幕の掲示。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- 警察機関等と連携した街頭検査を全国各地で実施。
- 違反車両に対して整備命令を発令。



3. 不正改造車に関する情報収集

- 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置。
- 通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を指導。

不正改造車を排除する運動

いすゞ自動車近畿株式会社

**不正改造車を
作らない!!!
乗らない!!!**

不正改造車の使用者
整備命令の発令
↳ 従わない場合**使用停止命令の発令**

不正改造を実施した者
6ヵ月以下の懲役
又は**30**万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



ご清聴ありがとうございました

適切な点検整備で車両の安全確保と
環境の保全をお願いします